

## アソシアシオン論の端緒的形成

秋 葉 節 夫

### I はじめに

1980年代後半の、杉原四郎等の共同研究から始まり<sup>(1)</sup>、アソシアシオン論は、ひとつの隆盛を示している。このアソシアシオン論は、植村邦彦の指摘するように、「19世紀初頭以降の初期社会主義思想の基本的問題関心を確認することによってマルクスを相対化し、客観化しようとする試み」(植村、2001、19)として捉えることができる。そして、このアソシアシオン論の要諦については、同じく、植村邦彦の表現を借りれば、次のように述べることができる。すなわち、「最終的にマルクスは、自主管理的な労働者生産協同組合としての複数のアソシアシオンが国民的規模で一つのアソシアシオンを形成し、それによって共同的計画に基づいた生産調整がおこなわれる」(同上、21)ということである。

以上のところからは、とくにマルクスの将来社会論を考える場合、このアソシアシオン概念をどのように把握するかということが、重要な論点となって浮かび上がってくるのが理解される。マルクスのアソシアシオン論については、すでに、田畑稔、植村邦彦、大谷禎之介、大藪龍介、小松善雄、細谷昂、国分幸等によって検討がなされている<sup>(2)</sup>。しかしながら、マルクス自身の明示的な言及も少ないことと関わって、フランス社会主義、とくに労働者社会主義とマルクスとの関わりについては充分検討されているとはいいがたいと思われる。

そこで、本稿では、アソシアシオン論が全体的に展開された19世紀前半のフランス社会主義思想を取り上げ、検討すると同時に、そのマルクスへの影響関係について論証してみたい。具体的には、二節で、P・J・B・ビッシュと『アトリエ』紙のアソシアシオン論をとりあげる。ここでは、

1848年二月革命に向けての思想的・理論的源泉のひとつとなった「労働者生産協同組合」の内容について明らかにする。次いで、三節では、ルイ・ブランのアソシアシオン論をとりあげる。「労働の組織化」としての「社会作業場」構想の内容を明らかにしながら、同じく二月革命に向けた社会主義の運動を跡づけることになる。そして、四節では、以上を踏まえたうえで、マルクスのアソシアシオン論の形成過程を明らかにする。こうして、全体としては、限られた素材からであるが、マルクスのアソシアシオン論のなかでの「労働者生産協同組合」の占める意義について検討を試みる<sup>3)</sup>。

## II ビッシェと『アトリエ』紙のアソシアシオン論

アソシアシオンの理念を流布させるうえで、大きな役割を果たしたのは、サン・シモニアンである。サン・シモン、およびサン・シモン派についての研究は多いが、ここでは、阪上孝の特徴づけに従っておきたい。すなわち、①サン・シモニアンは、「協同の理念を歴史法則として、また社会全体を統括する原理として提起したこと」、②『『普遍的協同社会』の内部構造が、能力主義的な階層秩序にもとづくものであったこと」、③「普遍的協同組織の強力な道徳的・宗教的性格」が顕著に見られたことである（阪上、1981、96-97）。ところで、こうしたサン・シモン派の考え方は、社会全体の組織化についてのビジョンであり、それゆえ普遍的協同の理念は、強い影響を持ったが、他方では一般の原理の高みからなる原理論であり、したがって労働者の日常的な要求や運動には適合的に対応するものではなかった。

それに対して、1829年末にサン・シモン派から分かれて独自の党派を形成したP・J・B・ビッシェのアソシアシオンは、「理論としての、社会の組織原理としての協同組織の段階から、具体的な組織形態としての、労働者の境遇改善の現実的手段としての協同組織の段階に移行した」（同上、109）ものと捉えることができる。換言すれば、ビッシェが主張したのは、

職人労働者の自発的結合と自主管理に基礎をおく「労働者生産協同組合 (association ouvrière)」であった。そこでまず、このビッシェの主張の中味を見てみよう。『フランス革命議会史』第三十二巻序文では、フランス革命 (1789年) は、プロテスタント的エゴイズムを社会に瀰漫させ、その結果、無秩序をもたらすだけに終わったと指摘される。そして、このフランス革命によってもたらされたエゴイズムの「産業組織」は、「教育を受け、もっとも完璧な教養を身につけ」、「生活の保障は完全である」、「あらゆる物質的拘束から自由」な「有閑者」と、他方では「不十分な教育しか受けない」、「仕事のない日は絶食の一日」であり、こうして「肉体的は生計を得るための職業に縛り付けられ、精神は彼らを脅かす飢えに対する保障を求めることに緊縛され」た労働者という不平等と周期的な商業恐慌を生み出すと捉えられる (河野、1979、96-102)。こうした認識に立って、ビッシェは、「産業能力」(生産力)を増大させる一方で、不平等を解消するためのキリスト教的=カトリック的な精神にもとづく「産業組織」を構想する。その構想を準備するための機構として、①「公信用機関の設立」、②「労働における生産協同組織に関する法律の発布」、③「不動産の動産化」を提示する (同上、104)。もちろん、その際前提になるのは、キリスト教的=カトリック的な「慈愛の精神」・「献身 (dévouement)」とそれを教える「キリスト教的な教育の力」(=「精神的権威の作用」)ということになる (同上、104)。

さて、以上のビッシェの構想は、「都市賃金労働者の境遇を改善するための方策」(以下「方策」と略記)に具体化されている。つまり、この「方策」は、ビッシェ派の、「労働者生産協同組合」を基軸とした社会改革論の起点をなすものなのである。この「方策」では、労働者を熟練労働者 (=「かなり長い養成期間を必要とする職種に携わる者」と(印刷工や捺染版製造工を除いた)工場労働者に区分して、それぞれの困窮状態を改善する「直ちに実現可能」な二つの計画が提示されている。まず前者については、請負業者 (=「純然たる寄生者」)を排除して、「同じ職種からなる一

定の労働者」が以下の契約にもとづいて、互いに結合する「特定会社」(＝「労働者生産協同組合」)を結成するのである。すなわち、①「協同者が自ら請負業者となる」(一名ないし二名の代表を互選する)。②彼らは、「労働日数、出来高、また個々の熟練度」に応じて報酬を受け取る。③請負業者が「ピンハネしていたものと同額の金額」(＝「純益」)がプールされる。そして、その20パーセントは、「社会的資本の形成および増大のためにとっておかれる」。残りは、「各人の労働に応じて協同者のあいだで分配される」。④社会的資本は、「譲渡されえない性格のものであり、協同組織に帰属する」。この「協同者」としての共同の社会資本の形成と増大は、「協同組織における重要な事業」であり、労働者に「よりよい未来」をつくり出すのはこの事業である。⑤協同組織は「外部の労働者を自分たちの下で一年以上働かせてはならない」。この期間を過ぎたら「協同者」の一員として加入を認めなければならない(同上、89-91)。

ところで、この「生産協同組織」の実現を妨げるものは、唯一「信用貸付資金の欠如」である。したがって、この問題を解決するには、国家による銀行の設立が不可欠となる。そして、この国家による銀行の設立は、生産と消費を調整して、「周期的恐慌」を回避させるという「来るべき社会秩序の利点」を導き出すことにも資するのである(同上、92-93)。

次いで、後者については、「方策」は以下のものを提示している。すなわち、①「同僚によって選ばれた職工長と製造業の代表とからなる管理委員会」(あるいは「労使調停審議会」)を各県・各区域ごとに設置し、それを「政府任命の委員」(＝「人民の管財人」)が主宰する。②管理委員会は「賃金の額」を決定する(異議のある場合は、「仲裁人」が召集される)。③諸管理委員会は、互いに連絡を取り合い、労働力の需給調整をおこなう。④管理委員会は、「共済基金を設置したり、教育を監視」したりという「労使調停審議会」に委ねられているあらゆる異議申し立てに「裁定」を下すことができる(同上、94-95)。

以上のように、ピッシュェは、職人的労働者には「生産協同組織」を、工



場労働者には「労働の組織化」を境遇改善の「方策」として提示している<sup>(4)</sup>。もちろん、当時、工場労働者の状態は悲惨なものであったが、「社会運動の上では職人労働者が主力であり、社会改革の実現の可能性は彼らに働きかけることにかかっていた」（阪上、1981、106）のである。そして、すでに述べたように、分割および譲渡不可能な社会的資本を「物質的土台とし、カトリック的献身を精神的より所とする労働者生産協同組織の設立と拡大に労働者の解放を見た」（同上、108）のである。このビッシュェの考え方は、「アトリエ派」の労働者たちの社会主義に影響を与えていくのである。

さて、1840年に創刊され、1850年まで続いた『アトリエ』紙は、谷川稔によれば次のように捉えられる。すなわち、『アトリエ』紙は、ビッシュェのカトリック的社会主義の色彩を濃厚にもっているといわれる。たしかに、各号の巻頭には『働かざるものは、喰うべからず』という聖パウロの言葉が引かれている。だが、同紙の影響力はかならずしもそうした狭い範囲に限定されてはいない。編集者の陣容を見ると、ビッシュェとも近い印刷工あがりの木版工コルボン、宝石細工生産協同組合のルロワ、印刷工組合の設立者ルヌヴーらをはじめ、職人組合論争のペルデイギエやモロー、『ユニオン』紙の時計工ゴーモン、クリシー仕立工友愛組合の創始者ベラルール、さらには主筆のコルボンと対立していた臨時政府閣僚の機械工アルベールにいたるまで、労働運動の第一級のミリタンを広範に集めていた。…その編集はプチブル共和派の後見を離れて、労働者のみによっておこなわれていたのであり、当時の労働者エリートの知的水準をうかがわせるに足る内容をもっている。…ちなみに、同紙は月刊、平均発行部数は1700、49年には約4万部を記録している」（河野、1979、281）。この『アトリエ』紙に依拠する「アトリエ派」の基本的立場は、「フーリエ派」などとは異なり、アソシアシオンに資本家の組合員としての加入を認めない「労働者生産協同組合」であり、その実現の政治的条件を人民主権に求めるものである。

阪上孝は、この「アトリエ派」の生産協同組合論は、他派との論争を通じていくつかの点で変化していくが、「生産協同組合の不変の原則」として保持した点を四点にまとめている。①「生産協同組合への資本家の組合員としての加入を認め」ないことであり、それを認めると、「資本家による搾取の新たな形態」を生み、「道具であることを拒否する」労働者の「尊厳の感情」に反する。②「最初の出資金と利益の五分の一の積み立てによって形成・蓄積される生産協同組合の社会的資本が、分割および譲渡不可能で協同組合そのものの所有」であること。この点は、「私的所有とそれ由来する利己主義を克服して、生産手段の共同所有と友愛と献身にもとづく永続的な『産業共同体』を構築するための根本条件」である。③「生産協同組合の実現のための不可欠の条件として人民主権の確立」が求められていることである。これは、「永続的な生産協同組合」を制限している「商法の改正」と共和制政府を通じた「協同組合の設立資金」を援助する「特別の信用銀行制度」設立である。④生産協同組合の存続と拡大の不可欠の条件として、「相互信頼、友愛、協同組織への献身」という「成員の道徳的向上」の強調である。「協同組織は達成されるべき未来の体制であると同時に、労働者の自己教育の場」でもある（阪上、1981、115-117）。

それでは、以上の「生産協同組合の不変の原則」は、『アトリエ』紙のなかでは、どのように展開されていたのであろうか。傍証として『アトリエ』紙のなかから引用してみよう。まず、①については、「産業の改革—労働者生産協同組合」では、「資本家はいっさい、収益の共同配当者の資格で協同組織に参加することは認められない。…労働に携わるものだけが分配への権利をもつのでなければならない」（河野、1979、281）と述べられている。また「塗装工たち—ルクレール生産協同組合」では、「親方と労働者とのあいだでつくられた自称協同組合」は、労働者の「尊厳と独立」を損ない、「利潤志向を動機と見なしており、献身や友愛は問題にされていない」と、それが生産協同組合とは異なることが述べられている。

次に、②については、「生産協同組合契約プラン」において以下のよ

うに明記される。すなわち、第四条「資本は、機器などの労働手段、原材料、それらによる労働生産物、および組合の運営資金とで構成される」。第五条「社会的資本は、一、操業に際して協同組合に贈られた寄贈物資、二、純益のなかから年度ごとに五分の一差し引かれる控除金とで構成される」。第六条「この資本は分割されない。各組合員は加入に際して、協同組合が提供する便益の見返りとして、純益の五分の一を社会的資本に委ねることを誓約したのであり、この資金の一部を要求することは何人にも認められない」（同上、285）。要するに、こうした意味での社会的資本の形成が、アソシアシオンの根本条件なのである<sup>6)</sup>。そして、「労働の組織について」では、こうした観点から、「労働者はアソシアシオンによってのみ解放されることができる」（岡部、1997、89）が、そのアソシアシオンは「永続的性格をもつ場合においてのみ搾取される者の避難所となることができる」（同上、87）と述べられている。

第三に、③については、「政治改革が社会改革に先行すべきか？」では次のように述べられている。すなわち、「究極的には物質的な組織化の問題に取り組もうというそれ相当の熱意をもった政府は唯一普通選挙にとってのみ生まれる。…社会改革は民主的な政府によってしか行われえないものであり、また民主的な政府は普通選挙によってしか生まれえないのだと確信している」（河野、1979、294）。「われわれは、近い将来普通選挙で選ばれた代表者による議会がわれわれを支配している議会よりはるかにすぐれたものであることを…力説するものである。その暁には、社会改革が議論できるようになり、工業および農業の生産協同組織の試みが実行に移されるはずである」（同上、296）。

ところで、阪上孝によれば、こうした基本的立場を保持しつつも、『アトリエ』紙は、当初の「一業種一協同組合」（一産業全体を一つの生産協同組合に組織する）と「競争の評価」を転換する。「産業の改革」では、「協同組合は、けっして競争を引き起こさないような仕方で組織されなければならない。そうした方向とは逆に、諸協同組合は統一し、相互に助けあう

ことによって、労働に携わるものを徐々に結集していく傾向をもつべきである」(同上、281)と述べられていた。確かに、「分割および譲渡不可能」で常に拡大していく協同組合の資本は、「独占」をもたらすし、さらには「最終的到達点である政府による全産業の管理」も予測させるものである。しかし、「アトリエ派」は後に、「協同労働の利点と競争の利点を結合する協同組合の体制」を構想し、それを「協同労働の適用される領域と競争が支配する領域とを確定する」ことで解決しようとしたのである。換言すれば、「生産においては協同組織、分配と流通に関しては競争という一種の〈混合体制〉」(阪上、1981、119-120)である。これは、生産における協同組合による「生産財の共有」と「分配と流通」の場における個人による「消費財の私有」ということにほかならない。そして、こうしてこそ、共産主義と個人主義という「二つの原理の統一」をはかれるのである<sup>6)</sup>(同上、120-121)。『アトリエ』紙では、この「生産財の共有」と「流通財の私有」は、次のように展開されている。すなわち、「産業の改革」では、「集团的所有、もしくは財産共同体」(=「排他的な社会の統一から出発し、個人を否定し、生産も分配もすべて共同であることを望むもの」と「もっぱら個人的な所有の競争」(=「単独の人格から出発し、社会の統一性を否定し、すべてが個人のものであることを望む」)とを二つとも認め、それらを結合させ、「その性質と相互の境界とを定めることで、連携させる」ところに、「労働者アソシアシオン」(生産協同組合)の「理論的土台」が存在する。そして、それは「二つの原則の結びつきで要約される。一、生産については、個人のものでなく譲渡できない共同の基金であり、すべての労働用具からなる社会的資本。二、分配については、各労働者に対する、生産する価値と同等の価値のある消費財の個人的所有」(岡部、1997、79)。この点は、敷衍すれば次の通りである。「要するに、われわれは、生産と分配という労働の組織の二重の側面には、まさに生産用具と消費財という、占有の対象となる物体の二つの性質が対応しており、そのことから、集团的で非個人的で譲渡できない占有と個人的で譲渡可能な所有

という二つの占有の仕方が存在するということを認めたのである。この二つの所有形態は、両立せずに相反するどころか、同じ一つの全体の中の一部、単一の原則の多様な側面にすぎない。社会秩序と労働者の組織化との必要性は、労働用具が時ととも一つの公共財産を形成することを求めている。その公共財産は、個人のものではなく譲渡できない共同基金であり、中央の統一的な指令のもとで、労働者アソシアシオンによって協同で利用される。そのアソシアシオンは選挙によって平等原理に基づいて自由に構成される。他方、まったく生産用具ではなく、使用され消費されるあらゆる物体は、そのこと自体によって、けっして共同で占有することができず、必然的に個人的所有の領域に入る。ここから、すでに最初に述べた二重の言葉が来る。一、生産については、労働用具の非個人的で譲渡できない共同占有。二、分配については、消費財の個人的で譲渡可能な所有である(同上、82-83)。以上のように、「アトリエ派」においては、アソシアシオン(生産協同組合)における生産と分配を問題にするとすれば、「労働用具」・生産手段に関しては不分割・不譲渡の社会的資本を構成し、それを労働者が「共同占有」すること、分配に関しては「消費財」・生活手段を「個人的所有」することが不可欠である所以が理論的に明らかにされるわけである。この「アトリエ派」の考え方は、1848年二月革命に向けての思想的・理論的源泉のひとつとなったのであり、ルイ・ブランを議長とするリュクサンブール委員会(「労働者のための政府委員会」)においても、「生産協同組織の形成」に取り組む課題が課されることになるのである。

### Ⅲ ルイ・ブランのアソシアシオン論

ルイ・ブランのアソシアシオン論は、谷川稔によって、「社会的共和国を求める共和派の普選運動と協同組織の創出を求める1840年代諸潮流との単純にして明快な総合であり、その労働者ミリタンへの影響力とも合わせて、良きにつけ悪しきにつけ二月革命期の『社会主義』を象徴するもの」

(河野、1979、319)と位置づけられている。前節でも述べたビッシュェや「アトリエ派」のアソシアシオンは熟練工・職人を通じた生産協同組合の設立とその生産協同組合設立のために不可欠な人民主権・「民主的な政府」の樹立を求めることを内容としている。それに対して、ルイ・ブランのアソシアシオン論は、熟練工・職人にとどまらず、その意味で「社会『全体』」を包括する新たな体系としてのアソシアシオンの構想(高草木、1995、57)として性格づけることが可能である。中川弘の表現を借りれば、「(個別経営のレベルでの協同組織の実現を含みつつも)全体的な『社会の組織原理としての協同組織』の実現を目指した具体的な移行プラン」(中川、2002、196)を提示したものと考えることができる。それではそのプランの内容はどのようなものであろうか<sup>7)</sup>。

阪上孝の指摘によれば、ルイ・ブランの『労働組織論』の特徴は、無制限の「競争」による無秩序と「個人主義」の瀰漫を悪として告発するところに求められる。「競争」は、労働者間の競争を激化させ、その結果、貧困や失業や家族解体をもたらすことになる。さらに「競争」はブルジョワジーの間でも貫徹し、値下げ競争を通じて、ブルジョワジーの没落と独占の形成、また「恐慌」による国民経済の混乱がもたらされることになる。最後に、国際関係においては諸国家間の競争は、「永続的な戦争、とりわけイギリスとフランスの戦争状態を生み出す」＝「競争は世界の大動乱を必然的にする」(阪上、1981、124-126)のである。したがって、「競争」と「個人主義」を除去する社会革命は、普通選挙にもとづく共和制国家を樹立し、その共和制国家を通じて産業の運動の監督と調整の役割を發揮させることによって成し遂げられる。換言すれば、「今日では闘争状態にあるすべての利害関係を同一の原理のもとに結集させること」(河野、1979、323)によって、「国家は徐々に産業の主人となり、われわれは、成功の所産として、独占を得るかわりに、競争の絶滅すなわち協同組織(association)を獲得する」(同上、321)ことになるのである。

それでは、その具体的中味はどうであろうか。協同組織設立のために

は、共和制国家の主導権が前提である。すなわち、「政府は生産に関する最高の調整者と見なされ、その任務を遂行するために、大きな権限を与えられる」(同上、319)。そして、この「権限」を通じて、政府は「公債」を起し、「国民産業のもっとも重要な部門での社会作業場 (atelier sociaux) を創設する」(同上、319) ののである。その場合、政府も「規約」の作成に携わるが、その「規約」は、「国民の代表によって討議され、採択されたうえで法律としての形成と力を得る」のである。その「規約」の内容は、以下の通りである。①労働者は、「その労働手段購入のための元手に要した資本額に達するまでは、社会作業場で働く」。②現状では、「報酬の増大以外に向上心や奨励の動機を求めることができないので、報酬の差異は職能の位階制に応じて段階づける」(ただし、「新しい教育によって考え方や習慣を変えていく」)ものとする。③社会的作業場を創設した初年度は、「政府が職階制を取り決めておく」が、次年度以降は、「職階制は選挙の原則によって形成」される。④毎年度「純益」が決算されるが、それは三つの部分に分けられる。(a)「協同組合の成員に平等な割合で分配される」。(b)相互の救済や援助の資金。(c)「協同組合が無限に拡大していけるように、新規加入を希望する者に労働用具を支給する」資金。⑤資本家からの出資を認める。ただし、「彼らは労働者の資格においてしか収益にあづかることはできない」(同上、320)。

そして、この「社会的作業場」の全産業分野への普及、つまり産業全体における「協同組織」の実現が展望される。すなわち、①「機械工業、絹工業、綿工業、印刷業といったすべての主要産業」において組織される「社会的作業場」は、私企業(個人的作業場)と競争するが、その競争は長引かない。なぜなら、「社会的作業場」は、「共同生活による経費節減と、すべての労働者が例外なく、迅速かつ円滑に生産に携わる組織形態とから生じる利点」をもっているからである。このことのために、「社会的作業場が設立されたすべての産業分野においては、それが協同組合員にもたらす便益のおかげで、労働者や資本家たちがこの作業場に馳せ参じる」ことに



なるのである（同上、321）。②「同じ産業はかならずしもつねに同じ場所で操業しているとはかぎらず、またさまざまな中枢をもっている」。そこで、政府主導で、「各個別の作業場で確立された協同組合のシステムを、同一分野に属するすべての作業場のあいだにも確立する必要がある」。これは「中心作業場」と「補助作業場」との関係である（同上、322）。③次いで、「同一産業における各作業場の連帯」から「このシステムを完成させるにはさまざまな産業の連帯を確立する必要がある」。そのためには、「各産業によってもたらされた収益から、分担金として一定額を控除し、国家がそれによって予期せぬ例外的状態に陥って苦しんでいるすべての産業に援助できる」ようにしなければならない（同上、323）。④こうすることで、「各作業場は自前で十分やっつけていける」ようになり、初年度以降の政府の役割は、「同一分野のすべての生産中枢間の関係の維持を監視したり、共通定款の原則にたいする違反を防止したりすることに限定される」<sup>8)</sup>（同上、322）ものとなるのである。

以上、ルイ・ブランのアソシアシオン論の内容を見てみたが、あらためて前節でのビッシェや「アトリエ派」との異同を指摘しておく、次のようになるであろう。すなわち、国家の役割と生産協同組合の関連であり、また別な表現をすれば、「(個別経営のレベルでの協同組織)」と「全体的な『社会の組織原理としての協同組織』」を構想する立場との違いである。阪上孝は、「産業の領域における国家の役割について、ルイ・ブランと『アトリエ』派の相違は文字面からすれば単なる程度の相違に見えるけれども、その基調においては大きなへだたりがあったというべきであろう」（阪上、1981、131）としたうえで、「『労働組織論』は、労働者の自律的な組織と運動を本質的な契機としてふくむものではなかった。それはなによりも『支配者としての国家』の『従僕としての国家』への変革の主張であり、社会的作業場は共和制すなわち『従僕としての国家』のとるべき政策であった。いいかえれば、『労働組織論』をつらぬく基調は共和制と共和制がとるべき政策にあり、労働者の日常的な経験とそれにもとづく自己解放へ



の志向にはなかつたのである。…ルイ・ブランにとっては、労働者は何よりもまず被害者、保護されるべき弱者であり、かれらの立場に立つ政治家や知識人によって代表され、統括されるべき存在であった」（同上、131）と述べている。

他方、高草木光一は、次のように指摘している。すなわち、「1840年代に広範な影響力をもった労働者アソシアシオンの理念と運動は中間集団創出の典型的な例であり、これは資本主義の進展下で熟練労働者層が生き延びるための唯一の方策として位置づけられる一方、労働者の自律性に基礎を置く新たな社会を展望するものでもあった。『アトリエ』は国家の問題も捨象してはいない。労働者アソシアシオンの形成・発展のためには、普通選挙に基礎づけられる共和制政府の保護と奨励が必要であるという認識から、政治改革運動とアソシアシオン運動の連絡を試みている。しかし、その中間集団が構成員の同質性に依拠するものとすれば、今度は個々の中間集団と『全体』との関係が問題となってくる。ルイ・ブランの発想は、労働者アソシアシオンの論理とは逆に、社会全体の改革という視点からの『社会的作業場』の形成にあった。様々な能力の違いをもったすべての社会構成員を包含するトータルな社会変革の理念、能力の不平等を平等なシステムのなかに解消する社会構想を提示することがその課題だったのである」（高草木、1995、58）。

19世紀のアソシアシオニズムの課題は、フランス革命後の社会の再組織化という課題に答えるように、国家と個人の間「中間集団」を創出するということに求められる。そして、そのなかで、ルイ・ブランは、社会全体の観点からアソシアシオンを構想したわけである。もとより、「その構想において、ルイ・ブランは労働運動の自律性の論理を十分には考慮しなかつた。『アトリエ』が、ルイ・ブランを批判するのはまさにこの点においてである。1848年におけるルイ・ブランの挫折の要因のひとつをここに見いだすことも可能」である。しかし、「19世紀の課題が中間集団の創出による社会の再組織化であり…取り組むべき問題が『能力』の問題であつ

たとすれば、ルイ・ブランの試みが、時代の要請に対するひとつの回答であったと考えることができるわけである（同上、58—59）。高草木光一も『『社会的作業場』は、労働運動の論理から発想されたものではなかった』（同上、53）と指摘する点で、先の阪上孝と同様の理解を示すが、しかし、「社会の再組織化」をめざす「トータルな社会構想」を提示している点で、ルイ・ブランを評価している。また、中川弘が指摘するように、『『労働組織論』初版では、設置後の社会的作業場の自律性に対する評価は、…ルイ・ブランの方が、ビッシェや『アトリエ』派よりも高い』（中川、2002、198）と理解することが可能であろう。したがって、「時に独自性を持たない折衷的思想として評価されるルイ・ブランの思想は、その現実感覚に由来する射程の広さゆえに、19世紀における『アソシアション』概念を国家、中間集団、家族の関連において総体として把握する研究視角を提供しうる」（高草木、1997、245）ものと理解もできるのである。いづれにせよ、こうしたルイ・ブランの考え方は、1848年二月革命のなかで、大きな影響力を発揮していくのである。

#### IV マルクスにおけるアソシエーション概念の形成

ビッシェと「アトリエ派」、そして、ルイ・ブランとマルクスとの関係は、どのように跡づけることができるであろうか。まず、ビッシェと「アトリエ派」についてであるが、マルクスはすでに、『クロイツナハ・ノート』においてビッシェとルーの共著『フランス革命議会史』を抜き書きして、『ユダヤ人問題によせて』で引用している<sup>9)</sup>。また、『聖家族』、『ドイツ・イデオロギー』ではその考え方について言及している<sup>10)</sup>。とくに、『ドイツ・イデオロギー』第三篇「聖マックス」のなかでビッシェのカトリック的社会主義を直接検討している。すなわち、「パリではまだきわめて少数の労働者たちをその号令下にもっているビッシェ氏の共産主義攻撃」（Marx、1958、207）に対するエチエンヌ・カベの『工場の学説の反駁』

(1842年)を引用したのち、最後に、『犠牲行為』、『義務』、『社会的義務』、『社会の権利』、『人間の使命、本分』、『労働者が人間の使命』、『道徳的事業』、『労働者生産協同組合 (association ouvrière)』、『生活に不可欠なもの』、『生活に不可欠なもの』の調達』—これらは聖サンチョが共産主義者たちにそれが欠けていると非難しているもの、ビッシェ氏は共産主義者たちにそれが欠けていると非難しているもの、と同じではないか？そしてビッシェ氏のもったいぶった非難をカベはあざけているのだ」(Marx/Engels, 1958, 209)。以上のところからは、植村邦彦の指摘するように、『労働者生産協同組合』としての『アソシアシオン』こそ、ビッシェ氏および『アトリエ』派とカベたち共産主義者との思想的対立の重要な論点の一つ(植村, 2001, 99)であることを、マルクスが知っていたことを理解することができる。同時にまた、マルクスはビッシェの「労働者生産協同組合」(アソシアシオン)とは、共産主義に対抗するものとして批判的であった点も理解することができる。しかしながら、このマルクスの指摘は、「労働者生産協同組合」そのものの批判ということは必ずしもできないであろう。

次いで、「アトリエ派」については、1846年八月十九日付の「エンゲルスから共産主義通信委員会(在ブリュッセル)への手紙」のなかで言及され<sup>10)</sup>、さらにエンゲルスは「1847年十月(二十五—)二十六日付マルクス宛手紙」のなかで、ルイ・ブランとともに、当時の「アトリエ派」について次のように評価している。すなわち、「われわれはすべての実際問題および当面の問題において彼らと一致しており、また純理論的な問題においては同じ目的に向かって邁進しているということ…宗教問題については、われわれはそれをまったく従属的なものと見なしており、決して同じ党の人々のあいだの争いの口実となつてはならない問題とみなしているということ。とはいえ、理論的な諸問題の友好的な討論はまったく可能でもあれば望ましくさえある」(Engels, 1979, 114)のである。以上のところからすると、エンゲルスそして恐らくはマルクスも、小松善雄が指摘するように、「ビッシェのカトリック的社会主義とコルボンら『アトリエ』派の労働

者社会主義とを相対的に区別し、『アトリエ』派に対して理論的志向としては同一のものを感じとり、「運動における共同闘争が可能な勢力」（小松、1997、70）と見なしていたと考えることができるわけである。その意味で、後述するマルクスのアソシアシオン論に影響を与えたものと理解することができるのである。

次に、ルイ・ブランの評価を見てみることにしたい。ルイ・ブランについてのまとまった評価は少ないが、まずエンゲルスの評価としては、「フランスの選挙法改正運動」（『ザ・ノーザン・スター』1847年十一月二十日付）のなかで、「一、二ヶ月のあいだに、ルイ・ブラン氏の著書『労働の組織論』が600部もパリ工場内で売れた。しかもこの本は五つの版が以前に発行されていることを考えなければならぬ。同様に彼ら（パリの労働者）はこうした問題についてのその他の多数の本を読み、また10人から20人の少人数の会合をひらいて、これらの本のなかに述べられている種々の案を検討している。彼らは革命については多くを語らぬ。革命はいささかの疑いもいれないものであり、彼らが一人残らず意見の一致している問題だからである」（Engels、1959、406）とパリの労働者の中での影響力の強さの指摘がある。そして、すでに述べたように、こうした文脈のなかで、「1847年十月（二十五—）二十六日付マルクス宛手紙」では、「運動における共同闘争が可能な勢力」と重視されたのである。

マルクスのルイ・ブラン評価としては、次の点がまず指摘できる。すなわち、フランスの二月革命後、それが反響してドイツでも三月革命が勃発する。マルクスは、共産主義者同盟のドイツ革命に対する政治綱領『ドイツにおける共産党の要求』を作成するが、その十七項目の要求の十六番目に「国立作業場の設置」が掲げられる。これは、後述するように、二月革命後、パリの臨時政府に設けられた、ルイ・ブランが議長を務める「リュクサンブール委員会」（労働問題政府委員会）が要求した「国立作業場」構想を採り入れたものである。しかしながら、マルクスのルイ・ブランの体系的な評価としては、『フランスにおける階級闘争』（1850年に発刊された

『新ライン新聞、政治経済評論』における1848-50年の階級闘争に関する連続論文をエンゲルスが著書として編集)のなかに見いだすことができる。すでに述べたように、二月革命において「労働の組織化」に対するパリの労働者の要求に押されて臨時政府の特別委員会として、「リユクサンプル委員会」が置かれ、ルイ・ブランが議長について、1848年四月二十八日に「社会作業場」を含む『労働者のための政府委員会一般報告』がまとめられる<sup>(12)</sup>。マルクスは、この委員会が、「19世紀の革命の秘密を、すなわちプロレタリアートの解放ということをやヨーロッパの演壇のうえから、もらせ知らせたという功績」(Marx, 1977, 128)をもち、またそのもとの設置された「国立作業場」も、「その内容によってではないが、その名称によって、ブルジョワの産業、ブルジョワの信用、ブルジョワの共和制に対する、プロレタリアートの抗議を具現したもの」(Marx, 1977, 133)と捉えた。しかしながら、他方では、「臨時政府のブルジョワ的部分が、ほんとうの国家権力と行政の手綱を独占的に握っている」(Marx, 1977, 126)もとでは、当の『一般報告』は「賢者の石」を探す無力な政策提起にすぎないと評価している<sup>(13)</sup>。

ところで、こうした「リユクサンプル委員会」の政策提起に対する批判的評価は、そのもとの労働者生産協同組合の組織化の試みへの批判的評価にもつながっている。マルクスは同じ『フランスにおける階級闘争』のなかで、次のように述べている。すなわち、「純然たる商社として大目に見られていた生産労働者協同組合(industriellen Arbeiterassoziation)は、いずれも経済的にはつまらないもの(ökonomisch nichtig)ではあったが、政治的にはそれぞれプロレタリアートの結合手段となった」(Marx, 1977, 191)。この一文は、この時期、マルクスがアソシアシオン(協同組合)を経済的にとるに足りないものと見なしていたことの証左となるであろうか。ここで言及されている「生産労働者協同組合」は、小松善雄が指摘するように、「旧リユクサンプル委員会の一員で合同コルポラシオン協会に所属していたルシュヴァリエを議長としてプルドンの

交換銀行案と合同コルポラシオン協会の労働組織化プランとの結合を検討する委員会がつくられ、1849年一月十六日のコルポラシオン全体会議で、ルシュヴァリエによって提案され検討された報告にそってつくられた協同組合」（小松、1996、41）であると考えられる。

この報告の内容は次の通りである。すなわち、社会組織は「人民銀行」、  
「生産管理委員会」、「消費管理委員会」に区分される。これが「経済的な  
三つの側面、流通、生産、消費のもとで考案された社会的諸機能の総体で  
あり…実際、生産と消費は流通が均衡させる社会組織の二つの極と考える  
ことができるし、この観点からは、流通は中枢機関である」（河野、1979、  
419-20）。そして、「いっそう統一的な仕方で両管理委員会を人民銀行に  
結びつけるために、銀行そのものの内部に『需要供給中央事務局』の名を  
もつ一部局」がつくられる（同上、425）。協同組合については、「生産管理  
委員会」のもとに、「社会における勤労者の状態がどのようであれ、すなわ  
ち、彼らがすでに協同組織に組織されているか、まだ雇主に属している  
か、あるいは孤立して働いているかを問わず、全勤労者の絶対的で最終的  
な体制として、自由で民主的な同職組合（コルポラシオン）を設立する」  
こと、「徒弟を必要とする全同職組合は自由に徒弟を雇うことができる」  
（同上、424）ということである。また、「消費管理委員会」は、「信用を開  
設し、さまざまな作業場に関する供給のために、生産管理委員会や諸同職  
組合と売買契約を結び」、加工生産物を担保に「前貸しをおこなう」（同上、  
426）というものである。確かに、このような協同組合であれば、ブルジョ  
ワから「大目に見られた」こともあるし、そして、当の協同組合は職人労  
働者・小ブルジョワ主体の同職組合であり、そこには徒弟の雇用など資本・賃労働関係を認めているかぎり、「経済的にはとるに足りない」と  
評価された根拠があるのであろう。さらにいえば、「合同コルポラシオン」  
は、「集権的な政治組織と各コルポラシオンの自律的な労働の組織化に依  
拠する経済組織という二つの働きを同時に実現しようとするもの」（阪上、  
1981、142）であり、また「労働者政党的なものの萌芽という性格が濃厚で

あった」(谷川、1983、101)というところから、その系譜に連なる「コルポラシオン全体会議」が「政治的にはプロレタリアートの結合機関となった」ということもあったのである。

以上のように、マルクスは、職人労働者・小ブルジョワが結成する協同組合は、「プロレタリアートがまだ自由な歴史的な自主運動をするほどに発達していなかったあいだだけ、彼らの理論的表現であった」「空論的社会主義」(Marx, 1977, 191)にもとづくものと見なし、したがってそうした協同組合の国家援助の要求は小ブルジョワ的地位を延命させる反動的なものとして捉えていたとすることができる。しかしながら、他方では、ネオ・バブーフ主義に立つ『フラテルニテ』紙のように、「協同の原理」と「友愛の原理」を対立させ、「協同組合は、社会的統一を分裂させ、有害で破壊的な二元性を導入する。協同組合は、分割、利己主義、個人的利益および不平等を表現する。共産制は、統一、友愛、連帯および平等を表現する。われわれはさらに、協同組合は社会的問題の解決をまったくもたらさないと言おう」(河野、1979、257)という見地に立っていたわけではない。協同組合を原理的に支持しながら、工業労働者主体の労働者生産協同組合の組織化に注目していくのである。

それでは、以上のフランスのアソシアシオン論を念頭におきながら、マルクスのアソシアシオン概念がどのように形成されるのか、1848年の『共産党宣言』までの展開を跡づけてみたい。マルクスのアソシアシオンの源流についてはいくつかの議論がすでにある。田畑稔は、1843年の『クロイツナハ・ノート』のなかの『社会契約論』からの抜き書きに、アソシアシオン概念が含まれていることに注目して、それが『ヘーゲル国法論批判』での「社会化された人間 (der sozialisierte Mensch)」、さらに『ユダヤ人問題によせて』での「政治的人間という抽象性」批判に反映していることに注意を喚起している。つまり、従来の初期社会主義との関わりだけではなく、そこにルソーの影響を見るわけである(田畑、1994、49)。また、植村邦彦は、1844年の『経済学・哲学草稿』第一草稿「地代」欄にお



ける「土地や地所に適応されるアソシアシオン」という文言が、マルクスがアソシアシオンの語を使用する始まりであり、それがシュルツの影響のもとに獲得されたものであることを指摘している（植村、2001、95）。そして、フランス社会主義の影響のもとに、「『アソシアシオン』論の諸潮流についてのマルクスの知識がもっと豊富になるのは、1845年以降である」（同上、98）と理解するのである<sup>14</sup>。ただし、アソシアシオンという用語自体は、マルクスが指摘するように、「すべての社会に、すなわち封建社会にも、競争に立脚するアソシアシオンであるブルジョワ社会にも与えることができる名称」（Marx、1982、147）である。したがって、当時のさまざまな潮流の用法をマルクスは積極的に吸収して自らのアソシアシオン概念を形成していったのである。その際、フランス社会主義のアソシアシオンが大きな役割を演じたのである。

そこで、まず『ドイツ・イデオロギー』を見てみると、そこにはアソシアシオンの用語が何度か登場している。第三篇「聖マックス」第二ブロック末尾では、一方ではシュテルナーが土地細分化の全過程を「聖なるもの」と捉えたことを批判し、他方では「大土地所有の粉碎によってはじめて『小所有者』となった無産農民」と捉える立場から、次のように述べている。すなわち、「これらの農民には自分たちを共産主義的に組織することは可能ではなかった。なぜなら、彼らには、共産主義的アソシアシオンの第一の条件たる共同的経営を遂行するためのすべての手段が欠けていたからであり、また土地細分化はむしろただ、そのようなアソシアシオンに対する要求をのちになって呼び起こした諸条件の一つにすぎなかったからである」（Marx/Engels、1963、337-338）。ここには、将来社会の構想を表す概念として、社会主義者がこれまで主張してきたアソシアシオンを自覚的に選択していることが見てとれる。しかし、「共同的経営」の表現に見られるように、その捉え方がエンゲルス的であると理解することができる<sup>15</sup>。この点が、第一篇「フオイエルバッハ」第三ブロックでのアソシアシオン論に重なっていくのではないかと思われる。第一篇「フオイエルバッハ」



第三ブロックでは、分業による諸関係の自立化を克服できるのは、「分業を止揚する…共同社会 (Gemeinschaft) [の確立]」を通じてなのであるが、従来の国家等は「ある階級の他の階級に対する連合化 (Vereinigung)」であったから、被支配階級にとってはひとつの桎梏であった。したがって、「幻想の共同社会」ではなくて、「真実の共同社会においては、諸個人はかれらのアソシアシオンにおいて、またアソシアシオンによって、同時に彼らの自由を手に入れる」(Marx/Engels, 1974, 120) ののである。

『ドイツ・イデオロギー』は、ドイツ的イデオロギーの批判をねらったものであり、なかでもシュテルナー批判が重要な位置を占めていたのである。以上、引用した箇所は、国家、社会、共同社会を「既成態 (das Bestehende)」として拒否し、他方では「連合 (Verein)、連合化 (Vereinigung)、いっさいの存立するものの不断の流動的な連合化」(Stirner, 1972, 245-246) を主張するシュテルナーを念頭に置き、それに対して自説を展開したものである。続くパラグラフでは、「諸個人は、いつも自分自身から出発した」(Marx/Engels, 1974, 120) と記述されているが、これは細谷昂が指摘するように、「人間なるもの (der Mensch)」という抽象的な概念に立つフオイエルバッハに対して、『『経験的な生身の個人から出発』しているシュテルナー…の一面における正しさを認めながら、かつそれに対する批判」(細谷, 1997, 55) を展開したものである。しかし、もちろん、シュテルナーのいう意味での「純粋な」個人ではなくて、社会的諸関係のもとにある諸個人である。次いで、分業による社会的諸関係の自立化、諸個人の階級諸関係への包摂が記述されたうえで、従来の共同社会に対して、「革命的プロレタリアたちの共同社会」では逆に、「諸個人が諸個人として当の共同社会に参与する。これはまさしく諸個人の…連合化 (Vereinigung)、諸個人の自由な発展と運動の諸条件を彼らの制御のもとにおく連合化である」(Marx/Engels, 1974, 124-126) と指摘されている。以上のように、第一篇「フオイエルバッハ」では、とくにシュテルナーを批判するなかで自説を展開するという形態がとられているため、「連合化」の表現がとられ

ているが、それはアソシアシオンと内容的には重なるであろう。すなわち、「諸個人は諸個人として…参与する」との表現に示されるように、分業による規定を止揚した自由な諸個人からなる将来社会、それがアソシアシオンとして捉えられているのである。

次いで、1846年末から執筆され、1847年に出版された『哲学の貧困』を見てみよう。この著作の末尾では、次のアソシアシオンが記述されている。すなわち、「大工業が、互いに一面識もない多数の人間の群を一カ所によせあつめる。競争が、彼らの利害関係において彼らを分裂させるが、しかし賃金の維持が、雇い主たちに対抗して彼らのもつこの共通な利害関係が、抵抗という一個同一の思想において、彼らを結集させる—それが団結である。…たとえ最初の抵抗目的が賃金の維持にすぎなかったにしても、次ぎに資本家のほうが抑圧という思想で結集するにつれて、最初は孤立していた諸団結が集団を形成する。そして、つねに結合している資本に対決するとき、彼らにとってはアソシアシオンの維持のほうが賃金の維持よりも必要不可欠になる。…ひとたびこの程度に達するやいなや、アソシアシオンは政治的性格を帯びるようになる」(Marx, 1982, 175-176)。「労働者階級は、その発展の過程において、諸階級とその敵対関係を排除するひとつのアソシアシオンをもって、ふるい市民社会におき代えるであろう。そして、本来の意味での政治権力はもはや存在しないであろう」(Marx, 1982, 177)。ここでは、一方で賃金の維持を目的とした労働者の団結が明確な自覚性を持ったときにアソシアシオンといわれ、それは資本家との階級闘争を通じて形成されるのであり、他方ではそれが国民的な規模で、市民社会と政治権力にとって代わる将来社会を指すものとしてアソシアシオンと呼ばれているのである。したがって、ここで示されているのは、「政治変革の論理」(植村、2001、102)であり、換言すれば、階級闘争のなかで自覚を高めていくプロレタリアートの組織という運動論的視点からのアソシエーションと理解することができる。フランス社会主義との関わりでいえば、「個別経営レベルでの協同組織」ではなく、「全体的な『社会の組織原理と

しての共同組織』として捉えられていたのである。

ところで、1847年に執筆されたエンゲルスの『共産主義の原理』では、「すべてこれらの生産部門を、全社会によって、すなわち共同の計算で、共同の計画にしたがって、また社会の全員を参加させて、経営されるようにしなければならないであろう。こうしてそれは、競争を廃止し、そのかわりにアソシアシオンをもってくるであろう」(Engels, 1960, 370)と述べられている。しかしその具体的内容は、「あらゆる生産用具を共同で利用し、共同の合意によってあらゆる生産物を分配する、いわゆる財産共同体」と理解されている。すなわち、エンゲルスにあっては、アソシアシオンは「財産共同体」と対立する社会形成の原理としては捉えられていないのである。したがって、私的所有を廃止して実現される「共産主義的に組織される社会」こそが、「共産主義的アソシアシオン」(Engels, 1960, 376)なのである。

しかしながら、1848年に出版された『共産党宣言』では、マルクスはあらためて「財産共同体」ではなく、アソシアシオンを強調している。すなわち、「個々の労働者と個々のブルジョワのあいだの衝突がますます二つの階級間の衝突という性格をもつようになる。労働者たちはそれに伴い、ブルジョワに対抗して諸提携(Koalitionen)をつくりはじめる。彼らは彼らの労賃を維持するために会合する(zusammentreten)。いつか反抗に立つための準備として永続的な諸アソシアシオンをさえ設立する…時々労働者は勝利するが、それは一時の勝利にすぎない。彼らの闘争のほんとうの成果は、その直接の成功にはなく、労働者の連合化(Vereignung)がますます広がっていくことにある」(Marx/Engels, 1960, 470-471)。ここでは、賃金の維持を目的とした労働者の団結が、資本家との階級闘争を通じてアソシアシオンへと発展していくと捉えられており、『哲学の貧困』の記述と重なっている。また、「発展が進むなかで階級差別が消滅し、全ての生産がアソシエイトした(assoziiert)諸個人の手に集中すると、公的権力はその政治的性格を失う。…プロレタリアートは、ブルジョワジーに対す

る闘争のなかで必然的に階級として連合し (vereinen)、革命を通じて自ら支配階級となり、そして支配階級として古い生産諸関係を廃止するとき、プロレタリアートはこれらの生産諸関係とともに階級対立や階級一般の存立条件を廃止し、それによってまた階級としての自分自身の支配をも廃止する。「階級と階級対立のうえに立つ古い市民社会に代わって、各人の自由な発展が万人の自由な発展の条件であるようなひとつのアソシアシオン (eine Assoziation) が現れる」(Marx/Engels, 1960, 482)。すなわち、階級闘争を通じて、政治的な協同組織へと発展し、他方ではそれが市民社会と政治権力にとって代わられること、そこにもたらされる将来社会を指して、「ひとつのアソシアシオン」と理解されているのである。もちろん、「アソイエイトした諸個人」への「全ての生産」の集中と指摘されているが、「個別経営レベルでの生産組織」については、依然として触れられてはおらず、その意味で協同組織 (アソシアシオン) の具体的展開はないといえる。しかしながら、当のアソシアシオンの全体的な骨格は示されており、1840年代の理論的到達点を示しているといえることができるであろう。

## V おわりに

以上、フランス社会主義のアソシアシオンを形成する、P・J・B・ビッシュおよび『アトリエ』紙のアソシアシオン論、さらにルイ・ブランのアソシアシオン論をその内容に即して検討し、他方では、それがマルクスのアソシアシオン論にどのように影響していくのか、このアソシアシオン論の形成過程 という点について、限られた素材からではあるが検討してみた。すでに述べたように、とくに『アトリエ』紙は、「労働者生産協同組合」を構想した。それは一方では、当の協同組合への資本家の加入を認めず、また出資金・利益の五分の一の積み立てによって形成される「社会的資本」を分割・譲渡不可能な協同組合そのものの所有とする。他方では、『アトリエ』紙は、「労働者生産協同組合」の実現のための不可欠の条

件として「人民主権の確立」を求める。こうした構想は、全体として、「個別経営レベルの協同組織」の構想を示したものである。別な表現をすれば、具体的な生産組織のあり方を明示したものとイえる。他方、ルイ・ブランのアソシアシオン論は、共和制国家を前提にして、当の共和制国家が「社会作業場」を創設するというものである。この「社会作業場」は、特定の産業分野にとどまらず、全産業分野へ普及し、つまりは産業全体における協同組織の実現が展望されている。したがって、内容的には、「社会『全体』を包括する新たな体系としてのアソシアシオンの構想」＝「全体的な『社会の組織原理としての協同組織』」の実現を目指した構想として理解することができる。

すでに述べたように、マルクスがフランス社会主義のアソシアシオン論を積極的に吸収し始めるのは1845年以降であるが、その影響を跡づけてみると、『アトリエ』紙の「個別経営レベルの協同組織」の構想も、ルイ・ブランの「全体『社会の組織原理としての協同組織』」の構想もともにマルクスのアソシアシオン論に影響を与えているといえることができる。しかしながら、『共産党宣言』までのマルクスは、一方では賃金の維持を目的とした労働者の団結が明確な自覚性をもったときにアソシアシオンと呼び、他方ではそれが国民的規模で、市民社会と政治権力にとって代わる将来社会を指すものとしてアソシアシオンを使用している。したがって、『共産党宣言』では、「アソシエイトした諸個人」への「全ての生産」の集中が指摘されるが、それは具体的には展開されていない。ただし、すでに述べたように、1850年に入ると、明確に「労働者生産協同組合」への着目が現れる。もちろん、その「労働者生産協同組合」の評価は原理的にそれを否定するということではない。むしろ、それを積極的・肯定的に評価しようとする志向が伺われるのである。この「労働者生産協同組合」は、フランス社会主義のなかで提起された考え方である。マルクスはその「労働者生産協同組合」をあらためて検討するわけである。こうした事情の背景には、イギリスへ渡り、イギリスのチャーテスト運動との関わりのなかで、産業革命

をへた工業労働者主体の「労働者生産協同組合」への着目があるのではないかと思われる。しかしながら、この点の検討は別稿に譲りたいと考えている<sup>66</sup>。

## 注

- (1) 杉原四郎は、こうした研究が隆盛してきた原因を、初期社会主義思想を再検討し、それに光を当てる動きとそれを支えた現実の動き、そして協同組合運動の理念についての研究として指摘し、そのうえでその際のキーワードが、「社会主義再生のための思想的原点」としての「アソシアシオン」にほかならなると述べている（社会思想史の窓、1989、21）。
- (2) マルクスのアソシアシオン概念をめぐる上記の研究動向について、それを「個人的所有」との関わりという限られた観点からではあるが、検討を試みたことがある（秋葉、2002）。
- (3) 中川弘は、マルクスのアソシアシオン論の形成過程とフランス初期社会主義との関わりとの観点から、一、フランス初期社会主義思想、二、生産者協同組合（アソシアシオン）論の展開を、検討しておられる（中川、2002）。マルクスのアソシアシオン論については、まだ明らかにされていないが、フランス初期社会主義の内容およびそれについての既存の研究については、手際よく整理されている。本稿も、その視角において、この研究に学んでいる。
- (4) ビッシェは『フランス革命議会議史』第三十二巻序文では、この「直ちに実現可能な「生産協同組合」について、「そのような変革は一朝一夕にはできないし、一世代をもってしてもできる仕事ではない。人々に全国規模の生産協同組織を理解させるには数世紀が必要だろうし、彼らが生産的共同体を理解するためにも数年はかかるのではなかろうか。いやもっとかかるだろう」（河野、1989、104）とも述べている。
- (5) なお、この「生産協同組合契約プラン」には、「病人や子どもや老人に対する保障」の規定がないが、当のプランは、この点について次のように記している。「実際、現代においては、生産協同組合は競争に打ち勝っていかねければならないし、またおそらくは他の障害物にも遭遇するであろう。したがって、これは困難な事業だということを忘れるわけにはいかない。ところで、かりに協同組合組織が病人や子どもや老人を保障することにまでかかわらねばならないとするなら、それを解体するには病気がたった一つでもあれば十分だろう。われわれが切り抜けねばならないこの不幸な時代においては、それらのことからは組合員の熱意を圧迫するにちがいない重荷である」（同上、287）。高草木光一は、この点について次のように指摘している。すなわち、こうした規定の欠如は、困難な状況からだけでなく、「七月王政期の労働者アソシアシオンの思想的枠組みからも説明されうと思われる。労働者アソシアシオンは、会員が労働手段の所有者になることで、賃金奴隷から自己解放されることを目的としていた。…七月王政期パリの労働運動の担い手は専ら熟練工であり、アソシアシオン運動もこの熟練工の同質性に基礎を置くものであったと言える。ビッシェは、機械の

歯車に過ぎない工場労働者は、労働者アソシアシオンを形成するのに相応しくないと明言している。『アトリエ』は、アソシアシオンはすべての労働者に開かれているものの、そこには暗黙の境界が前提されていたとすることができよう。…構成員として認められるには、『よい労働者』であることが求められ、かつ除名規定も存在する。構成員の能力の同質性がそこには前提されていたと見ることができよう。社会的『弱者』をも含む国民全体の統一という論理は、労働者アソシアシオンの論理からは直接には演繹されない。労働者アソシアシオンは、『近代』が提出した『能力』の問題に対して社会全体の再組織化という視点から答えるものではなかった。例えば革命家ブランキは、一方において労働者アソシアシオンの持つ自律性を評価しながらも、それが内包せざるをえない『能力』主義を『全体』の視点から批判する。『アソシアシオンが広まると、参加の形式が自由である以上、弱者、病人、未熟練は除外され、熟練、健康、頑強の者しか入ることが許されないのは明白である。…部分的なアソシアシオンはエゴイズムのより強烈な表明でしかなく、社会悪の増大しかもたらさないことの新しい証拠である』。この批判の視座は、ルイ・ブランにも共通していると言えるだろう。…『能力』の差異を組みこみ、労働者アソシアシオンを包摂する社会組織の構想を示すことが、ルイ・ブランの課題だったのである」(高草木、1995、56-57)。

- (6) 杉村和子は、「アトリエ派」の位置づけについて、次のように述べている。すなわち、「秘密結社活動を通じて『前衛』たちは既存体制の根絶による共産主義の実現、それによる人間の平等な解放という目標を掲げ、その実現の手段として武装蜂起を考えていた。しかも彼等の描く共産主義は『季節社』にみられるように財産共有で衣食住を共にする共同生活体で、家族も廃止するといった一般民衆の生活意識からおよそかけはなれた空想的なものであった。一方の『大衆』は手工業生産体制の優越する中で専ら職業的枠の中での生活意識しかもたず、ストライキの要求をみても賃金に関する要求が圧倒的で、企業主が団結して独占の傾向を示している時でも労働者の抵抗の対象は彼等自身の親方のみである。…かかる状態の中で、L'Atelierの労働者が引き出した教訓は、労働者大衆と密着し『彼等自身によりその利益や尊厳を守る』力を生み出し社会革命を追求することであった。そのためには同紙の仲間である秘密結社の『前衛』と『大衆』の溝を埋める必要があった。そこで、一方では『前衛』の説く共産主義の空想性を批判し、ピッシュェの思想を手がかりに、前者の理論を現実的=科学的に発展させ、他方『大衆』に対してはカペーがイカリアで共和国を説いたように、L'Atelierはアトリエを借りてassociationの形で社会共和国を説き『大衆』の具体的な要求—賃金要求など—の解決だけでは労働者階級の根本的問題は解決しないことを示しつつ彼等自身の中に現に存在している様々な組織を階級的連帯の現実的基盤として把握し、その各々の組織が体内にはらむ弱点をきめ細かく批判しつつ、それらを労働者の真に階級的な連帯・統一のための抵抗の組織に発展させようとしたといえる。…L'Atelierは当時労働者の中に存在していた諸組織に対し、①職人組合にはその団結力をたたえ最も期待をかけながら、その組織間の伝統的な対立を批判し、②相互扶助の組織に対しては『用心ぶかき』がエゴイズムをつくることをいましめ、③生産協同組合に対しては、個人に分割も譲渡もされない社会化された資本を強調して雇主への憧れを捨てさせ、『associationはとくに下請制の成立しているところではどこでも容易



に設立され得る』として、現実には労働者が最も組織され易い条件の所在を示しつつ、その組織を通して抵抗の組織を志向していたといえる。…この場合L'Atelierのプロバガンダの対象は七月王政期の労働運動の担い手であった手工業労働者であり、当時彼等は…プロレタリア化しつつ、まだ雇主への幻想をすっかり絶ち切られてはいなかった。したがって、L'Atelierの彼等に対する主張はそれだけ道徳的にならざるを得ず『献身』が問題となり得た。そして手工業労働者の一員としてL'Atelierの主張も微妙にゆれる。…これは下請制に反対する手工業者の意識の最も直接的反映に他ならない。国家の機能に対しても『前衛』の主張する革命独裁ではなく、各職業内にassociationを相互に連帯させそれを規制するための立法権をもつ程度のものである。しかし他方ではストライキに現れた諸要求を汲みあげつつ、法や国家の階級性を説明する。…多様な組織や生活条件の下にある労働者大衆をまず国民的に結集させるための共通項も必要であった。かくて、普通選挙要求の運動に合流し、彼等のエネルギーを基礎に、『政治改革を社会改革』へ導こうとしたといえる。…二月革命が単なる選挙改革に終わらず社会革命への要素をはらみ、…労働者の二部会…を成立させるに至ったことは、四十年代初期からその要求を体系化し労働者を組織しようとしたL'Atelierの活動はこれに対して極めて重要な意義をもつといえよう」(杉村、1969、86-89)。

- (7) 『労働組織論』は、1840年初版刊行後、版を重ねる。『資料フランス初期社会主義—二月革命とその思想—』に掲載されている『労働組織論』の抜粋は、初版からのものである。高草木光一は、1850年版(第9版)とそれ以前の版との異同を含めた『労働組織論』の内容を検討しておられ興味深い(高草木、1998)。
- (8) ルイ・ブランの『労働組織論』が社会の全体的な変革をめざすものとするれば、工業以外の分野についてはどのように考えられるのであろうか。この点については、次のように記述されている。商業については、「商業は生産を蝕むうじ虫となる」。したがって「一つの産業は、今日大きな商社がそうしているように、消費の必要が要請するところではどこでも商店や倉庫をもつものとなるだろう」。銀行については、「個人的な立場から設立された銀行は、何をしようとも、富者をより豊かに、強者をより強力にするよう見事に考案された策略以外のものではけっしてありえない」ので「廃止」すべきである。農業改革については、「傍系親族への相続」は廃止し、それらを「市町村の共有財産」とする。また「市町村の共有地の開発」を通じて「巨大な農業革命」をもたらす。教育については、「民衆の子弟の教育」は「無償かつ義務的なもの」とする。教育は、現在でのように、「あらゆる愚かな虚栄や不毛な野望のためのステップ」としてではなく、「友愛の原理」がそれによって教えられなければならない。それは、人には才能の差異があるとしても、「才能の不平等が帰着すべきものは、権利の不平等ではなくて、義務の不平等」であることを示すものである(河野、1989、324-327)。
- (9) 「おもうに『出版の自由は、それが公共の自由を危うくする場合には、ゆるされるべきではない』(ビュシェ、ルー共著『フランス革命議会史』第二十八巻、百五十九ページ、弟ロベスピエール)から」(Marx、1982、159)。
- (10) 「民族の狂信を宗教の狂信によってささえているビュシェ氏のほうが、その英雄ロベスピエールをよりよく理解している」(Marx/Engels、1957、127)。
- (11) 「『アトリエ』は、革新派新聞雑誌会議について遅ればせに次のように語っている。



『アトリエ』は会議には出席しなかったので、そこに代表者を出していた新聞雑誌のリストに自分が載っているのを見ていたく嘆いている。新聞雑誌の代表者たちは革新の基礎が確立するまでは除外されてきた。そして、その後賛意を表するための門戸が労働者新聞に開かれてからでは、出かけていくのはわれわれの体面にかかわる、と。

『アトリエ』はさらに次のように語っている。おそらくビュシエ派—フランス人の断言するところでは、この派に1000人余りが所属している一の労働者150人が七月二十九日警察の許可なしに宴会を開いて七月革命を祝った」(Engels, 1979, 31)。

- (12) 「労働者のための政府委員会一般報告」の内容はおよそ以下の通りである。まず、その基本的考え方は、「平等と友愛の感情の必然的な派生命題である二つの重要な思想」、すなわち「あらゆる力と経済の原理である、協同組織」の設立と、「あらゆる競争、あらゆる分配上の正義、あらゆる統一の原理である、国家の公正な介入」である。とくに国家の役割は重要である。その機能は、「全市民を、道徳的、知的および肉体的発展の平等な条件のもとにおくこと」にある。国家は、「信用を配分する権利と労働用具をもたない人々が富のあらゆる生きた源泉に接近するように彼らに労働用具を供給する権利とを保持することによってのみ、この掟を実現することができる。このような経済上の権限とあらゆる先見の明—われわれは民主的に構成された国家のことを言っている—から取り除けば、労働の組織化は一個の幻影になり、人民のたえ難い不幸の救済策は永久に無力になってしまうであろう」(河野、1989、369—400)。こうした考え方にもとづいて、この「一般報告」は、「工業的作業場」と同時に、「農業的社会作業場」、「交換つまり販売または購買の作業場」としての倉庫や特売場の創設、金属貨幣に代わる「紙幣の発行」、「土地および商業銀行」の設立＝「銀行と保険の組織を国家機関に変える」等を提案し、それぞれの「協同組織」の内容や運営について詳細なプランを提示している(同上、370—382)。
- (13) なお、1848年六月蜂起については、貴安朗の次の指摘がある。すなわち、六月蜂起と「実際にそのあとにつづく民衆蜂起のなかでは、国立作業場の解体に反対するという主張はなく、いたるところで民主的であると同時に社会的な共和国という言葉が発せられている。しかも人びとはすでに国家に依存しない自主的なアソシアシオンの構想力に希望を託していたのである」(貴安、1994、174)。
- (14) 田中清助は、マルクスのアソシアシオン概念の形成過程に、フランス初期社会主義のほかに、「イギリス経済学に由来する流れ」が関わっていると指摘している(田中、1969、5)。
- (15) 植村邦彦は、この「共産主義的アソシアシオン」がマルクスの表現としているが、細谷昂が指摘しているように、「エンゲルスの」(細谷、1997、75)と考えるのが妥当ではないかと思われる。
- (16) 「労働者生産協同組合」についての理解が、イギリスのチャーティスト運動との関わりのなかで、深められていくのではないかという視点については、すでに小松善雄が指摘している(小松、1997)。しかし、その概念形成が思想的にどのようになされていくかは依然として一つの課題である。この点については、1850年代のマルクスの思想形成として重要な内容をもつものではないかと思われる。

## 文 献

- 秋葉節夫、2002、「アソシエーション論と個人的所有」広島大学総合科学部紀要Ⅱ『社会文化研究』第二十八巻、55-89頁。
- Engels, F. 1959, *Die Reformbewegung*, MEW, Bd. 4. (「フランスにおける選挙法改正運動」『全集』第四巻、1960年)。
- Engels, F. 1959, *Grundsätze des kommunistischen Partei*, MEW, Bd. 4. (「共産主義の原理」『全集』第四巻、1960年)。
- Engels, F. 1979, *Brief an kommunistische Korrespondenz-Komitee in Brüssel*. 19. August 1846, MEGA, Abt. III Bd. 2. (「共産主義通信委員会宛手紙・1946年8月19日付」『全集』第二十七巻、1971年)。
- Engels, F. 1979, *Brief an Marx* · 25-26. Oktober 1847, MEGA, Abt. III Bd. 2. (「マルクス宛手紙・1847年10月25-26日付」『全集』第二十七巻、1971年)。
- 細谷昂、1997、『現代社会学とマルクス』、アカデミア出版会。
- 河野健二、1989、『資料フランス社会主義—二月革命とその思想—』、平凡社。
- 小松善雄、1995、「協同組合社会主義の歴史的形成についての考察(上)」『オホーツク産業経営論集』第六巻第一号、東京農業大学、1-31頁。
- 、1996、「アソシエーション社会主義の成立と限界」『立教大学経済学研究』第四十九巻第三号、19-43頁。
- 、1997、「アソシエーションと個人的所有の再建論争—フランスの労働者社会主義における共同占有と個人的所有の把握をめぐる—」『オホーツク産業経営論集』第七巻第一号、東京農業大学、47-74頁。
- 貴安朗、1994、『夢と反乱のフオブール—1948年パリの民衆運動—』、山川出版社。
- Marx, K. /Engels, F. 1957, *Die heilige Familie*, MEW, Bd. 2. (「聖家族」『全集』第二巻、1960年)。
- Marx, K. /Engels, F. 1958, *Die deutsche Ideologie*, MEW, Bd. 3. (「ドイツ・イデオロギー」『全集』第三巻、1960年)。
- Marx, K. /Engels, F. 1974, *Die deutsche Ideologie*, hrsg. von Wataru Hiromatsu, Kawadeshobo-shinsha Verlag, Tokyo. (広松渉編『ドイツ・イデオロギー』、河出書房新社、1974年)。
- Marx, K. /Engels, F. 1959, *Manifest des kommunistischen Partei*, MEW, Bd. 4. (「共産党宣言」『全集』第四巻、1960年)。
- Marx, K. 1977, *Die klassenkämpfte in Frankreich 1848 bis 1850*, MEGA, Abt. I Bd. 10. (「フランスにおける階級闘争—一八四八年から一八五〇年まで」『全集』第七巻、1961年)。
- Marx, K. 1982, *Zur Judenfrage*, MEGA, Abt. I, Bd. 2. (「ユダヤ人問題によせて」『全集』第一巻、1959年)。
- Marx, K. 1982, *Misère de la philosophie. Réponse à la philosophie de la misère de M. Proudhon*, éd. par Kikuji Tanaka, Aoki shoten, Tokyo. (「哲学の貧困」『全集』第四巻、1960年)。
- 中川弘、2002、「アソシアシオン論研究序説—第一部・初期社会主義についての覚え書き

- 一)『商学論集』第七十巻第四号、福島大学、177-214頁。
- 岡部造史、1997、「労働者新聞〈アトリエ〉紙のアソシアシオン論—『共同占有』と『個人的所有』規定をめぐる—」『オホーツク産業経営論集』第七巻第一号、75-89頁。
- 阪上孝、1981、『フランス社会主義—管理か自立か—』、新評社。
- 『社会思想史の窓』刊行会、1989、『アソシアシオンの想像力—初期社会主義思想の新視角—』、平凡社。
- 杉村和子、1969、「労働者新聞『ラトリエ』紙」『史林』、第五十二巻第三号、56-91頁。
- Stirner, M. 1972, *Der Einzige und sein Eigentum*, Reclam, Stuttgart. (片岡啓治訳『唯一者とその所有』下、現代思想社、1968年)。
- 高草木光一、1995、「ルイ・ブラン『労働の組織』と七月王政期のアソシアシオニスム(下)」『三田学会雑誌』第八十七巻第四号、慶應義塾大学、177-214頁。
- 、1997、「ルイ・ブランのサン・シモン主義批判—能力と家族をめぐる—」野地洋行編『近代思想のアンビバレンス』、御茶の水書房、227-249頁。
- 、1998、「一八四八年におけるアソシアシオンと労働権」的場昭弘・高草木光一編『一八四八年革命の射程』御茶の水書房、77-111頁。
- 田畑稔、1994、『マルクスとアソシエーション』、新泉社。
- 田中清助、1967、「マルクスにおけるAssoziationの概念について」日本社会学会編『社会学評論』、有斐閣、2-21頁。
- 谷川稔、1983、『フランス社会運動史—アソシアシオンとサンデカリスム—』、山川出版社。
- 植村邦彦、2001、『マルクスを読む』、青土社。